



# 活用しよう！ 介護保険サービス

●申請窓口 役場ふくし課 内線127

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課給付係 ☎052-689-2263

表1 収入に応じた預貯金等の基準額

利用者負担段階	預貯金等の基準額 <sup>*2</sup>
第1段階 生活保護または 老齢福祉年金 受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
第2段階 年金収入等 <sup>*1</sup> 80万円以下の方	単身 650万円 夫婦 1,650万円
第3段階① 年金収入等80万円超 120万円以下の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円
第3段階② 年金収入等120万円 超の方	単身 500万円 夫婦 1,500万円

\*1 公的年金収入金額(非課税年金を含む)

+その他の合計所得金額

\*2 2号被保険者の基準額は、

単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

き  
が著しく困難となつたと  
・疾病、障がいなどにより  
主たる生計維持者の年間  
所得見込額が前年の2分  
の1以下に減少し、生計  
を受けたとき  
・主たる生計維持者が死亡  
し、生計が著しく困難と  
なつたとき

●減免割合  
利用者負担額のうち、介  
護保険料の所得段階が第1  
段階の方は4分の3、第2  
および第3段階の方は2分  
の1を減免(算出条件あり)

**1 特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給**  
所得の低い方の施設利用  
が困難となるないように、  
所得に応じた利用者負担段  
階によって負担限度額が決  
められ、食費・居住(滞在)  
度額を超えた分は、特定入  
所者介護(介護予防)サービ  
スが軽減されます。負担限  
度額を超過した分は、特定入  
所者介護(介護予防)サービ  
スが軽減されます。

**●対象施設・サービス**  
・預貯金等の基準額が一定  
以下であること(表1)  
・配偶者が別世帯の場合  
は、その配偶者も住民  
税非課税  
・本人および世帯全員が住  
み、対象施設・サービス

**2 社会福祉法人などによる低所得者負担軽減制度**  
次に要件に該当する場合、  
介護サービスなど(総合事  
業は一部対象外)を利用し  
た際の利用者負担額が減免  
されることがあります。  
・災害などにより、住宅、  
家財に半壊以上の損害を  
受けたとき  
・主たる生計維持者が死亡  
し、生計が著しく困難と  
なつたとき

**●減免対象要件**  
・介護保険料を滞納してい  
ない  
・世帯の年間合計収入が  
98万円(世帯員が2人以  
上)の場合は、1人当たり  
32万円加算した額)以下  
・預貯金が350万円(世  
帯員が2人以上の場合は、  
1人当たり100万円加  
算した額)以下

## 利用者負担の軽減制度

介護保険では、利用者負  
担の軽減制度があります。

対象者は、役場ふくし課で  
手続きをしてください。対  
象者として、すでに認定を  
受けている方も、更新手続  
きが必要です。

## ス費が支給されます。 ●対象(すべてに該当)

・本人および世帯全員が住  
み、対象施設・サービス

所生活介護および短期入  
所療養介護(介護予防も  
含む)  
・介護保険料の所得段階が  
第1、第2、第3段階の方  
で、次の減免対象要件すべ  
てに該当する場合、介護  
サービスを利用する場合に、  
利用者負担を軽減する法人  
等があります。軽減実施法  
人および対象サービスにつ  
いては、役場ふくし課ま  
たは知多北部広域連合へ問  
合させてください。

## 4 知多北部広域連合の利用者負担減免制度

第一、第二、第三段階の方  
で、次の減免対象要件すべ  
てに該当する場合、介護  
サービスなど(総合事業は  
一部対象外)を利用した際  
の利用者負担額が減免され  
ます。

無料、予約制

# 介護サービス利用に関する法律相談

## ●とき

6月1日(木)

午後1時30分～4時30分

## ●ところ 大府市役所

## ●内容

介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの  
※同一案件3回まで

## ●対象

知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

## ●定員 6名(先着順)

## ●応対者

熊田法律事務所弁護士

## ●申込み

5月8日(月)～19日(金)  
の平日午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ

※相談したい内容を具体的に整理しておくこと

## ●問い合わせ

知多北部広域連合

総務課

☎052-689-1651



## 高額介護(介護予防) サービス費などの支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が上限額を超えた場合は、高額介護(介護予防)サービスまたは高額介護予防

ある方には、知多北部広域連合から「高額介護(介護予防)サービス費等についてのお知らせ」を送付しますので、申請書を役場ふくし課に提出してください。

## ●注意

サービス費相当支給費として知多北部広域連合から支給されます。

## ●対象利用者負担額

介護サービス費用の自己負担分に限る。

※福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分、食費・居住費、日常生活費、総合事業の一部の費用などは対象外  
支給対象となる可能性がある

・高額介護(介護予防)サービス費および高額介護予防サービス費相当支給費は、介護サービス費用月の翌月の初日から2年では、介護サービス利用月時効となり、申請できません。

・申請手続きは初回のみで、2回目以降は不要です。  
・同一世帯で複数の方が介護保険のサービスを利用している場合は、世帯内の利用者全員の申請が必要です。

## 福祉用具購入費・ 住宅改修費の給付制度

### ▼受領委任払い

被保険者は購入費または工事費の保険対象分の1割、2割または3割を事業者に支払い、その後、申請により保険対象分の9割、8割または7割を支払う方法

・改修工事を行う前に事前協議書を役場ふくし課へ提出  
・工事完了後、支給申請書を受け取った後、改修工事着工  
・工事完了後、支給申請書を役場ふくし課へ提出

## ●申請方法

すると請求できなくなります。

### ▼償還払い

被保険者が購入費または工事費の全額を一日業者に支払い、その後、知多北部広域連合に保険対象分の9割、8割または7

### ▼書類提出場所

特定福祉用具購入後、支給申請書を役場ふくし課へ提出

### ▼住宅改修費の支給申請

・改修工事を行う前に事前協議書を役場ふくし課へ提出

・工事完了後、支給申請書を受け取った後、改修工事着工  
・工事完了後、支給申請書を役場ふくし課へ提出